

令和5年度第1回愛媛県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和5年7月11日（火） 愛媛県水産会館6階大会議室	
出席委員氏名	委員長 松村 暢彦（愛媛大学社会共創学部教授） 委員 柴田 好則（松山大学経営学部准教授） 委員 高橋 直子（弁護士） 委員 丹下 真由美（税理士） 委員 渡部 麻紀（株式会社愛媛銀行砥部支店長）	
審議対象期間	令和4年12月1日 ～ 令和5年3月31日	
抽出事案	総件数 6 件	(備考) 抽出の考え方（抽出担当委員） ・入札・契約方式別、部局別、地域別を基本に抽出。
入札後審査型一般競争入札	3 件	
指名競争入札	3 件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見 ・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【令和5年度入札・契約制度の改善について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>【県発注工事に係る入札及び契約手続の運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>【抽出工事に関する説明及び審議】</p> <p>○入札後審査型一般競争入札</p> <p>1. 久激推第5号の4 (一) 肱川水系久米川 肱川激甚災害対策特別緊急工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度を跨いで複数の工事を発注しているが、同一業者が施工しているのか。 ・施工中に激甚な大雨が降ったときの対応はどうか。今回の施工中の空中写真を見ると、川幅が狭くなり、従来の流下量より減っているように思える。 <p>2. 公継第5号の2 (重) 東予港(壬生川地区) 公共継足工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応札者3者のうち2者の加算点が同じであるが、このようなケースはよくあるのか。 ・この工事は放置艇対策とのことであるが、放置艇の数は多いのか。 ・この工事は規模がそれほど大きくないのではないか。 ・放置艇が多いということは、この工事だけでは問題解決とならないのではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の工事は鋼構造物工事であり、水門等の製作を行っている。前年度までは土工やコンクリート工が中心で、今回とは工種が異なっている。そのため、前年度から引き続き同一業者が施工しているということはない。 ・川幅が狭くなっていることについては、水の少ない非出水期に施工することを前提としているが、出水があった場合でも、十分な流水断面を確保している。 ・同一市内の業者でともに優良工事表彰歴がある場合などには、時折このようなケースもある。 ・県内でも放置艇の数の多さが課題となっている。他の漁船等の船舶の航行にも影響があることから、施設として整備をして、対策を図っている。 ・浮棧橋単体はそれほど大きいものではないが、小型船溜まりという施設全体で考えると大きいと言える。 ・この小型船溜まり全体で約100艇の係留が可能で、このあたりの放置艇をすべて係留してもまだ余裕がある計画である。

意見・質問	回 答
<p>3. 南局建第1号の4 県営住宅宮の下団地 県営住宅宮の下団地1・2棟 外壁改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査基準価格の事前公表は行っていないのか。 ・応札者が2者しかいないことについて、どう考えているか。 ・入居率はどの程度か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格は事前に公表しているが、調査基準価格は公表していない。しかし、その算出方法については県ホームページ上で公表している。 ・南予管内で応札可能なA・B等級業者は30者であった。過去5年、南予管内では同様の外壁改修工事の発注実績はないが、東予管内では、今回と同様に2者程度の応札であった。どの工事でも調査基準価格に近い価格で応札していることから、利益率が高い工事と捉えられていると思われるが、この工事には参加意欲がなかったと推測している。 ・現在10部屋の空きがあるので、8割程度である。
<p>○指名競争入札</p>	
<p>4. 大谷加補改（樹）第3号の1 (二) 大谷川水系大谷川 総合流域防災工事（受注者希望型ICTモデル工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応札のあった4者とも落札率が高く、入札金額も近いものとなっている。これは、前年度発注工事と同じ指名業者を今回指名することで、工事価格の計算が容易になっているためではないか。 ・今後も似た傾向が生じることが予測されるのではないか。 ・ICT施工は、業者に対して高い技術が求められるのか、それともこれから頑張る業者にも施工が可能なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度は別の業者が施工しているので、そのようなことが原因とは考えていない。 ・今回の施行箇所周辺には民家やため池があり、施工済みの箇所と比べて調整事項が多いことから、利益を確保するため、落札率が高くなったと推測している。 ・ICT施工は設備投資が必要であるものの、熟練のオペレーターが行っていた精度の高い作業を、経験の浅い人でも代わりに行うことができ、技術者不足の緩和にもつながるため、今後必要な対応であると考えている。

意見・質問	回 答
<p>・ ICT施工が可能な業者を指名しているのか。</p> <p>5. 水保灘（4）第2号 灘地区 畑かん末端施設（その8）工事</p> <p>・ 弁の耐用年数はどれくらいか。</p> <p>・ 一般競争入札で不調となり、再発注した指名競争入札でも辞退業者が多くなっている。これは、応札者にとってあまり利益の出ない工事と捉えられているためではないか。</p> <p>7. 信第36号 松山市平和通三丁目ほか 交通信号機新設 その他工事</p> <p>・ 指名業者の選定について、施工経験のある業者を指名した意図は。</p>	<p>・ 今回は「受注者希望型ICTモデル工事」であり、受注者からの希望を踏まえて協議を行い、ICT施工を導入している。</p> <p>・ 担い手不足や高齢化が進む中で、週休2日確保や今回のICT施工といった取り組みを本県では平成29年度から始めており、ICT施工については令和4年度に68件実施している。そうした中で、現場では丁張設置が不要になるだけでなく、作業員と建設機械の接触を防ぐこともできることから、ICT施工の実施を順次進めていきたいと考えている。</p> <p>・ 15年程度である。</p> <p>・ 同様の工事の発注が多く、技術者の手持ち工事量が増加したことから、辞退に至ったものと考えている。</p> <p>・ 電気工事であるが、信号機設置工事ということで交差点での交通整理等の安全対策が必要となることから、対応可能なA・B等級業者を指名した。</p>

(問い合わせ先)

松山市一番町四丁目4-2 TEL 089-968-2294

愛媛県入札監視委員会事務局（県庁総務部行財政改革局行革分権課内）